

国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月7日 20経 規程 第33号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>(職員給与規程等の準用)</p> <p>第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3条から第6条まで、第9条、第20条、第21条、第42条及び第43条の規定は、特任教員について準用する。</p> <p>2 職員給与規程第3条から第6条まで及び第9条の規定は、研究員について準用する。</p> <p>3 非常勤職員給与規程第5条の規定は、研究生について準用する。</p> <p>第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員給与規程等の準用)</p> <p>第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3条から第6条まで、第9条、第20条、第21条及び第42条の規定は、特任教員について準用する。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>第10条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21経規程第32号)

この規程は、平成平成21年11月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。